

評価項目及び評価基準

別表 1

工事名		警察本部総合指揮室中央表示板等設置工事	
分類	評価項目	評価基準	加算点
簡易な施工計画 【注1】 6.0点	施工上配慮すべき事項 (課題)『工事期間中における一般利用者及び 職員への安全対策について』 (6.0点)	施工上配慮すべき事項の設定方法及び配慮方針が現 場条件等を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどう か	～6.0
企業の技術力	工事成績平均点【注1】 (2.0点)	86点以上	2.0
		83点以上86点未満	1.6
		80点以上83点未満	1.0
		65点以上80点未満又は市町村等発注工事の実績を有する	0.6
		65点未満(市町村等発注工事の実績なし)	－
	施工実績【注2】 (2.0点)	383インチ以上のLEDディスプレイ設置実績が2件ある	2.0
		269インチ以上のLEDディスプレイ設置実績が2件ある	1.4
		上記以外	－
	企業育成 近年における福岡県警察本部発注の電気通信 工事の受注状況 (1.6点)	令和3年度以降に1,000万円以上の工事を受注していない	1.6
		令和5年度以降に1,000万円以上の工事を受注していない	1.0
		上記以外	－
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況【注3】 ①ISO9001 ②ISO14001(若しくは『エコアクション21』の認証) (0.8点)	①と②の認証の両方を取得済み	0.8
		①又は②の認証を取得済み	0.4
		上記以外	－
8.0点	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点 (1.6点)	福岡市博多区に主たる営業所がある	1.6
		福岡県土整備事務所管内に主たる営業所がある	0.8
		上記以外	－
配置予定技術者の 技術力	工事成績【注4】 (2.0点)	86点以上	2.0
		83点以上86点未満	1.6
		80点以上83点未満	1.0
		65点以上80点未満又は市町村等発注工事の実績を有する	0.6
		65点未満(市町村等発注工事の実績なし)	－
	施工実績【注2】【注5】 (2.0点)	383インチ以上のLEDディスプレイ設置実績が2件ある	2.0
		192インチ以上のLEDディスプレイ設置実績が2件ある	1.4
		上記以外	－
	資格の保有期間 1級国家資格等の保有期間【注6】 (1.0点)	10年以上	1.0
		3年以上10年未満	0.6
		3年未満	－
	経験年数【注7】 (1.0点)	6年以上	1.0
		3年以上6年未満	0.6
		3年未満	－
6.0点			
加算点合計	20点		
施工体制の評価 1.1点	施工体制評価点【注8】 (1.1点)	低入札価格調査基準比較価格以上で応札	1.1
		低入札価格調査基準比較価格未満で応札	－
合 計	21.1点		

【注1】平成23年度から令和7年度に竣工した福岡県が発注した電気通信工事の工事成績評定点(共同企業体の構成員としての評定点を含む。)の平均点(加重平均)とする。ただし、前記において対象工事が無い場合は、平成22年度から令和6年度に竣工した国土交通省九州地方整備局が発注した電気通信工事又は通信設備工事の工事成績評定点の加重平均とする。いずれも該当なき場合は、平成23年度以降に竣工した市町村等発注工事で、1,200万円以上の電気通信工事の実績で申請されたものを評価する。(市町村等発注工事とは、県内市町村、(公財)福岡市施設整備公社又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づく県内住宅供給公社が発注する工事とする。以下同じ。)

【注2】平成23年度以降に元請(共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。)として竣工した建築物の新築、改築若しくは増築又は建築物の改造若しくは改修を含む電気通信工事において設置したLEDディスプレイの設置実績とする。

【注3】評価の対象は、認証登録範囲に当該工種の施工に関する事項が含まれているものとする。

【注4】平成23年度以降に竣工した福岡県が発注した電気通信工事又は国土交通省九州地方整備局が発注した電気通信工事又は通信設備工事の工事成績の中で申請されたものとする。該当なき場合は、平成23年度以降に竣工した市町村等発注工事で、1,200万円以上の電気通信工事の実績で申請されたものを評価する。なお、いずれの場合も、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者として従事した工事に限る。ただし、担当技術者の場合は、従事期間が工期又は監理技術者、監理技術者補佐若しくは主任技術者の専任を要する期間の50%以上の工事に限るものとし、かつ1ランク下位の評価とする。

【注5】現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事に限る。

【注6】1級国家資格等とは、1級電気通信工事施工管理技士、電気通信主任技術者又は技術士(技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門に係るものとするもの)に限る。)とするものとする。

【注7】平成23年度以降竣工の電気通信工事に従事した通算年数(従事した日数の合計を365で除したもの)とする。ただし、元請、下請を問わず、請負金額が1,200万円以上とし、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事に限る。

【注8】入札時に、入札者が低入札価格調査基準比較価格以上で応札した場合に加点を行う。入札者が低入札価格調査基準比較価格未満で応札した場合は加点しない。